

## 220. 博物館, 公民館……(昭和39~41年)

公民館は条例によるものであって県に報告された数である。

年 月 日	博 物 館		公 民 館			
	博 物 館	博物館相当施設	計	本 館		分 館
				中 央 館	地 区 館	
昭和 39. 11. 1	2	7	307	72	101	134
40. 11. 1	2	7	252	68	115	69
41. 7. 1	2	7	278	70	113	95

資料 教育庁社会教育課 注) 39年までの公民館分館には部落公民館を含む。